4　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章　スペインの給付に関する規定

第十七条　保険期間の通算

スペインの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を要件としている場合において、スペインの実施機関は、当該権利を確立するために必要な範囲内で、日本国の法令による保険期間をスペインの法令による保険期間と同様に考慮する。ただし、当該日本国の法令による保険期間がスペインの法令による保険期間と重複しないことを条件とする。

第十八条　給付の権利を確立するための特定の要件

1　スペインの法令が、この章の規定に従って給付を受ける権利を確立するために被用者又は自営業者が給付の支給事由となる事実の発生時点においてスペインの法令の適用を受けていたことを要件としている場合において、当該被用者又は自営業者が、その時点において日本国の法令によって保障されているとき又は保障されていなくても当該被用者若しくは自営業者の保険期間に基づいて日本国の法令による年金たる給付を受けているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。遺族給付を受ける権利を確立するに当たり、当該遺族給付の支給事由に係る被保険者又は年金受給者の要件は、第一文に規定する方法と同様の方法で考慮される。

2　スペインの法令が、給付を受ける権利を確立するために、当該給付の支給事由となる事実の発生時点の直前の一定期間内において一定の保険期間を有していることを要件としている場合において、日本国の法令による給付を受ける権利が確立された時点の直前の当該一定期間内に当該一定の保険期間を有しているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。

3　スペインの法令に含まれる給付の減額、停止又は取消しに関する規定は、年金受給者が就労している場合には、その就労が日本国内において行われているときであっても、適用される。

第十九条　給付の計算

両締約国の法令の適用を受けていた者は、次の1から3までの規定に従いスペインの法令による給付を受ける権利を与えられる。

1　スペインの実施機関は、スペインの法令による保険期間のみに基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を計算する。

2　スペインの実施機関は、第十七条及び適用可能な場合には前条の規定に基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を次の(a)から(c)までの規定に従って計算する。

(a)　両締約国の法令による被保険者のすべての保険期間がスペインの法令による保険期間であるとした場合に支給される給付の額を計算する。

(b)　(a)に規定する給付の額は、給付の支給事由となる事実が発生した時点までに有していた両締約国の法令による保険期間の合計に対する当該時点までに有していたスペインの法令による保険期間の比率によって調整される。

(c)　スペインの法令が満額の年金を認めるために一定の保険期間を有することを要件とする場合において、スペインの実施機関は、満額の年金を認めるために必要な範囲に限り、日本国の法令による保険期間を考慮する。この(c)の規定は、保険期間に基づくことなく額が定められる給付については、適用しない。

3　スペインの実施機関は、1及び2の規定の適用により給付を受ける権利が確立された場合には、受給者にとって一層有利な給付の額を確認し、及び支払う。

第二十条　特定の職業に関する特別規定

スペインの法令が、特別制度の適用を受ける職業又はある特定の職業における保険期間を有することによって利益を与えることを規定している場合において、日本国の法令による保険期間は、対応する職業の保険期間として認められるときに限り、当該利益を与えるために考慮される。

第二十一条　労働不能の程度の決定

1　スペインの実施機関は、適正な永久障害給付を認めることを目的として、スペインの法令に従って障害の程度を評価し、及び決定する。

2　1の規定を適用するに当たり、スペインの実施機関は、日本国の法令に基づき日本国の実施機関が所有し、かつ、第二十五条の規定に従って伝達された医療情報及び行政上の情報を考慮する。この2の規定は、スペインの実施機関が、その費用で、被保険者に対し、当該実施機関によって選ばれた医師による追加的な診察を受けることを求めることを妨げるものではない。

第二十二条　給付の計算基礎

1　スペインの実施機関は、スペインの法令に従って給付の計算基礎を決定する。

2　拠出制の社会保障制度の下での給付については、第十九条2の規定の適用に当たって用いられる給付に関する計算基礎を決定するため、次の(a)及び(b)の規定を適用する。

(a)　第十九条2(a)に規定する給付の額は、最後にスペインの社会保障の保険料を拠出した時の直前の期間における被保険者による実際の保険料の基礎を用いて計算する。

(b)　給付の額は、類似の種類の給付について翌年からそれぞれ適用される増額に応じて増加する。

3　国家年金制度の下での給付については、

(a)　千九百八十五年一月一日以降適用される法令に基づいて認められた給付の計算に用いられる計算基礎を決定するため、次の(i)及び(ii)の規定を適用する。

(i)　日本国の法令による保険期間は、当該保険期間に最も近い時点の国家年金制度による保険期間と同様に扱う。

(ii)　永久障害年金又は遺族年金の支給事由となる事実の発生した時点において公務員が国家年金制度に加入していた場合又はそれに準ずる状態にあった場合には、当該公務員が退職年齢又は強制退職年齢に達するまでに必要な年数に限り、国家に対する有効な就労期間として計算する。

(b)　千九百八十四年十二月三十一日において適用されていた法令による給付については、日本国の法令による保険期間は、当該給付を受ける権利を確立するため、及び適当な場合には、年金額の計算に用いられる就労年数の決定のために考慮されるが、給付の計算基礎を決定するためには考慮されない。

第二十三条　一年未満の保険期間

第十九条2に規定する場合において、スペインの法令による保険期間の合計が一年に満たないときには、スペインの実施機関は、スペインの法令に基づく給付を認めない。

第四部　雑則

第二十四条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。